

和光市競争入札心得

和 光 市

和光市競争入札心得

(目的)

第1条 和光市が、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合において、競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項は、法令その他別に定めるものを除くほか、この和光市競争入札心得によるものとする。

(競争入札参加の申出)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に規定する者でないことが確認できる書類及び公告において指定した書類を、公告において指定した期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

(入札保証金等)

第3条 入札参加者は、入札が執行される前までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の場合において、入札参加者が入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市長へ提出しなければならない。

3 第1項に規定する入札保証金に代わる担保は、次に規定するものとする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 鉄道債券その他政府の保証ある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 銀行が振出した小切手
- (5) 銀行に対する定期預金債権
- (6) 銀行、市長が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

4 前項第1号から第3号までは、無記名式とする。

5 第3項第5号の定期預金債権を徴するときは、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出するものとする。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対して契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面及び添付書類等並びに現場(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書を封印の上、入札参加者の名前を表記し、入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)及び補助者の指示により入札箱に投入しなければならない。

3 入札書の提出は、市長がやむを得ないと認めたときに限り、書留郵便により行うことができる。この場合においては、市長あての親展文書で、二重封筒とし、かつ、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載するものとする。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しない場合は無効とする。

5 入札参加者は、代理人を通じて入札させるときは、代理人にその委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。

7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

8 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加の指名を受けた者は、指名を受けてから入札箱に投入する前までの間に限り、入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が、入札を辞退するとき、次の各号に定めるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参又は郵送(入札の前日までに到達するものに限る。)の方法で行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

(入札の取りやめ等)

第6条 市長は、入札参加者が連合し、又は不隠の行動をなす等により入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることができる。

(開札)

第7条 開札は、入札終了後直ちに、当該入札場所において入札参加者を立ち会わせて行う。この場合において、入札参加者が立ち合わないときは、当該入札に関係のない市の職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格がない者の行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (3) 所定の入札保証金又は担保を納付しない者又は提供しない者の行った入札
- (4) 記名捺印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一条件の入札について、他の入札参加者の代理を兼ねて行った入札又は2人以上の代理人が行った入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者が行った入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定については、地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項及び第2項によって行う。

(入札の回数)

第10条 開札の結果、入札参加者の入札がすべて予定価格を超過した場合は、直ちに再度入札を行う。この場合、再度入札の回数は、1回までとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

2 再度入札によってもなお落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約によるものとする。

第11条 落札となる同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札を行った者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札を行った者は、くじを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第12条 落札者が契約書を作成する場合においては、契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては、落札決定後速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 第3条第3項から第5項の規定は、第1項の契約保証金の納付に代えて担保を徴する場合について準用する。

(入札保証金等の振替え)

第13条 市長が必要と認めるときは、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札の日から7日以内に契約を締結し、工程表、及びその他契約に必要な書類を提出しなければならない。

2 落札者は、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

(契約を締結しない場合の入札保証金)

第15条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者が前条に規定する日までに契約を締結しない場合、市に帰属する。

第16条 削除

(異議の申立)

第17条 入札参加者は、入札後、この和光市競争入札心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(市議会の議決を要する契約)

第18条 工事又は製造の請負並びに財産の取得又は処分に係る契約のうち、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)に該当する契約については、市議会の議決後に本契約を締結する。

(その他)

第19条 入札参加者は、入札執行者又はその契約に係る業務を直接所管する課(所)長から、入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該内訳書を提出しなければならない。